

自治調査会

vol. 003

発行日：2014年3月15日

3

2014

市町村職員向け情報提供誌

ニュース・レター

平成26年度 調査研究テーマについて 2

かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

これからの博物館の役割に関する調査報告
— 利用者との関係に着目して — 4
調査部 研究員 柳澤 剛

いまさら聞けない行政用語
市区町村における【過料】について 17
調査部 研究員 熊部 真

先進事例紹介

都市型観光の推進について ～ 兵庫県西宮市 ～ 19

公益財団法人東京市町村自治調査会 平成26年度事業計画の概要 20

平成26年度 調査研究テーマについて

当調査会では、多摩・島しょ地域の市町村の広域的・共通的課題を中心に、年度ごとにテーマを複数選定して単年度調査研究を実施しています。各年度の調査研究報告書は、多摩・島しょ地域の市町村などに配布するとともに、ホームページ（<http://www.tama-100.or.jp>）にも掲載し、公開しています。

平成26年度については、5件の調査研究を実施することを予定しており、今回はその概要を紹介します。

市町村の公共施設の運営に関する調査研究

全国の自治体の保有する公共施設は、その多くが高度経済成長期からバブル期にかけて建設され、今後、一斉に耐用年数に達するため、その維持更新が大きな課題となっています。

多摩・島しょ地域においては、いわゆる“フルセット”で施設を保有する自治体も多く、その更新のみならず維持にあたっては、より効果的・効率的な運営が求められています。

そこで、多摩・島しょ地域における公共施設の現状と他地域の状況を把握するとともに、広域化や多機能化など、多角的な視点から効果的・効率的な運営方法について検討します。

自転車とまちづくりに関する調査研究

自転車は、気軽で便利な交通手段として私達の生活に定着しており、環境に優しい乗り物であるとともに、利用者の健康増進にも寄与し、まちの回遊を促すなど優れた特性を持っています。

このように多くの優れた面があることから、まちづくりの視点に自転車が取り入れられ、利便性の向上やまちの活性化などに生かされている事例が各所に見られますが、一方で、自転車からむ交通事故や利用マナーの問題なども指摘されています。

そこで、多摩・島しょ地域の現状や特性を踏まえ、特に自転車の優れた面に着目し、商業活性化・観光・健康増進など幅広い観点から、まちづくりへの効果的な活用方法や課題への対応について検討します。

ご当地キャラクターの活用に関する調査研究 ～多摩・島しょ発! ご当地キャラクター!!～

現在、多くの地域において商業振興や地域活性化を目的にご当地キャラクターを生み出しており、多摩・島しょ地域においても多くの団体で制作されてきました。

しかし、ご当地キャラクターの中には、地域活性化や全国的な知名度アップにつなげるといった点で課題を抱えている例も少なくありません。

そこで、全国や多摩・島しょ地域のご当地キャラクターについて分類化などを行い、その制作目的・活用状況・課題などについて調査を実施し、今後の多摩・島しょ地域におけるご当地キャラクターの活用方法について検討します。

島しょ地域における自治体の定住促進策に関する調査研究

人口減少・少子高齢社会を迎え、多くの地域において活力の低下が起こっています。特に東京の島しょ地域の人口は、平成17年をピークに減少し、少子高齢化も全国平均を上回る速度で進展しており、人口流入や定住化を進めなければ島の地域経済が衰退していくため、その解決策が求められています。

そこで、全国の過疎地域や島しょ部における事例や、東京の島しょ地域町村で行われている支援策・課題などについて調査し、今後の東京の島しょ地域における定住促進策について検討します。

多摩・島しょ地域における火葬場の需給及び運営に関する調査研究

現在、多摩地域では9つの火葬場（公営8、民営1）がありますが、一部の火葬場では、時期により死亡から火葬に至るまでに10日間も待機せざるを得ない状況が生じています。今後、団塊の世代が平均寿命に達するころには、火葬までの待機日数がさらに長くなることが想定されます。

そこで、多摩・島しょ地域に設置されている火葬場の現況を把握するとともに、将来の需給予測を行います。そのうえで、他地域の事例などを通して、地域間での相違や火葬場を設置する場合の課題などを調査し、効果的な運営方法について検討します。

【毎年度作成の統計資料について】

当調査会では、上記の単年度調査研究に加え、多摩地域の市町村における行財政運営の参考となるように、各種統計資料を毎年度作成しています。

平成26年度についても、以下のデータ集を作成し、上記の単年度調査研究と同様に配布・公開する予定です。

○多摩地域ごみ実態調査

多摩地域の清掃事業及びリサイクル事業に関する情報を調査し、基礎的な統計データ集を作成します。

○多摩地域データブック

今後のまちづくりや政策形成など行政運営上の基礎資料として、「人口・土地」「産業」「都市基盤」など主要な統計データ集を作成します。

○税・財政参考資料

39市町村における、財政力指数・公債費比率・経常収支比率等の分析指標や、市町村税徴収実績等のデータ集を作成します。

かゆいところに手が届く！ —多摩・島しょ自治体お役立ち情報—

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

これからの博物館の役割に関する調査報告 —利用者との関係に着目して—

調査部研究員 柳 澤 剛

1. はじめに

まちづくりやまちおこしの新たな視点の一つとして、地域資源の再発見が注目されています。しかし、実は貴重な地域資源であったとしても、地元では当たり前と思われている場合が多く、貴重な地域資源だと気づくことはなかなか難しい状況のようです。

そこで、意外と知られていませんが、自治体の部署の中で地域資源を多く扱っていると考えられる博物館¹について、これまで以上に自治体職員が認識することで、今後新たなまちづくりのヒントが得られるのではないかと考えました。

さて、法制度上の博物館とは何でしょうか。昭和26年制定の博物館法の第2条では、資料を収集・保管し、展示し、教育普及をし、資料に関する調査研究をすることを目的とする機関であるとされています。すなわち、資料を中心に据えそれを保存・活用した教育機関であるのです。

では、国の施策において現在の博物館は何を期待されているのでしょうか。文部科学省・文化庁の掲げる博物館振興施策の中では、博物館に期待される役割の一つとして「個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する取組を進めていくこと」(文部科学省・文化庁(2013))、つまり、博物館と利用者の協働体制を進めることが求められています。

このことを踏まえて、本稿では博物館の役割・運営状況等と、その利用者²の意向等に関して、現状を調査したうえで、これから博物館が取り組んでいくべきことを考えてみたいと思います。

2. 多摩・島しょ地域の博物館の現状

多摩・島しょ地域自治体が設置した博物館の現状を把握するために、各自治体に対するアンケート調査³を企画担当課を通して網羅的に実施しました(以降、「自治体アンケート」という)。その結果、多摩・島しょ地域市町村と多摩六都科学館組合の全40団体から回答があり、63の博物館が存在することが分かりました。

(1) 多摩・島しょ地域博物館の運営の実態

これから、多摩・島しょ地域博物館の運営の実態を見ていくことにします。

最初に、同地域内の自治体が設置している博物館の数を団体ごとに把握します。そして、それらの博物館の運営形態、博物館を運営するにあたっての職員数などの事実関係を調査します。さらに、博物館がその利用者へ提供しているサービスについて8つの視点(6ページ、**図3**参照)で充足度合を調査したうえで、最も力を入れている事業について見ていきます。

① 多摩・島しょ地域自治体の博物館設置状況

まず、多摩・島しょ地域自治体の博物館設置状況を見てみます。

団体によっては複数の博物館を設置している場合がありますが、**図1**は各団体が設置した博物館数を示したものです。40団体中38団体が博物館を設置していますが、2団体は設置していませんでした。

団体ごとの博物館設置数を見てみると、最も多いケースは設置数が1館の23団体でした。しかし、最も多く設置している自治体は6館設置しており（1団体）、その団体を含め、2館以上設置している団体が15団体ありました。

なお、博物館を設置していない自治体に対して、今後の博物館の設置意向を尋ねたところ、「特に考えていない」、「設置予定及び設置の検討も」ないという回答でした。

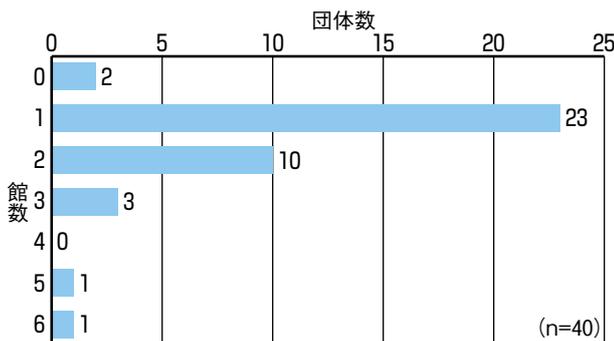


図1 団体ごとの博物館設置数

② 博物館の運営形態

次に、博物館の運営形態を**図2**に示しました。約7割が「自治体直営」で、約2割が「指定管理者」による運営でした。「その他」は約1割で、内訳としては委託がほとんどでした。

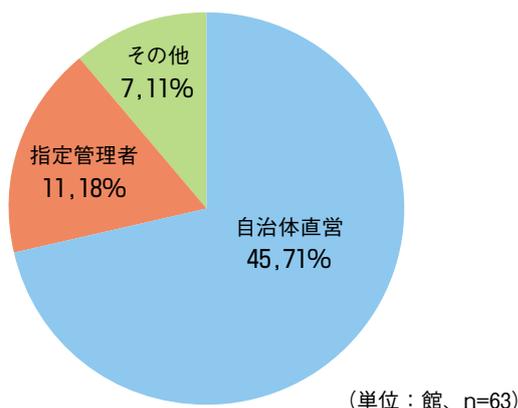


図2 博物館の運営形態

③ 博物館の運営に携わる職員数

そして、博物館の運営に携わる職員数の平均を示したものが**表1**です。これは、全館の職員を合計して全館数（63館）で除したものです。自治体職員でも、職員数に占める学芸員有資格者数が半分以下ですが、指定管理者の職員など自治体職員以外では自治体職員よりも少ない割合しか学芸員有資格者が配置されていませんでした。

しかし、その一方で兼務職員⁴については、自治体職員の方が自治体職員以外より明らかに多いことが分かりました。この傾向は学芸員有資格者についても同様です。

また、学芸員有資格者の正規職員数は自治体職員以外の人数と比して自治体職員の方が圧倒的に多いことが分かりました。

さらに、学芸員有資格者の正規と非正規の割合についてみてみると、自治体職員の学芸員有資格者は正規が3分の2を占めますが、自治体職員以外の学芸員有資格者は非正規が3分の2を占めていて、割合が逆転していることが分かりました。

表1 博物館の運営に携わる職員数

平均	職員数	うち学芸員有資格者数		
		正規職員	学芸員有資格者数	正規職員以外学芸員有資格者数
自治体職員	4.9	2.1	1.4	0.8
うち兼務職員	1.3	0.6	0.3	0.2
自治体職員以外	4.4	0.9	0.3	0.6
うち兼務職員	0.1	0.0	0.0	0.0
博物館全体の職員(合計)	9.5	3.1	1.8	1.4

(単位：人、n=63)

④ 利用者へ提供できているサービスの程度

続いて、現在博物館の利用者に提供できているサービスの程度をすべての博物館で平均したものが**図3**（次ページ参照）です。多摩・島しょ地域自治体が設置した博物館の平均の姿が現れています。

各項目について「とてもそう思う」は「5」、「そう思う」は「4」、「どちらともいえない」は「3」、「あまりそう思わない」は「2」、「まったくそう思わない」は「1」の5段階で表示しています。

結果は、「気軽に立ち寄って楽しむことができる」が最もサービスの程度が高く、次いで「地

域の歴史や文化・自然について様々な発見がある」が高いこととなります。

また、すべての項目において3以上の数値となっていることから、すべて肯定的に捉えられていることが分かりました。

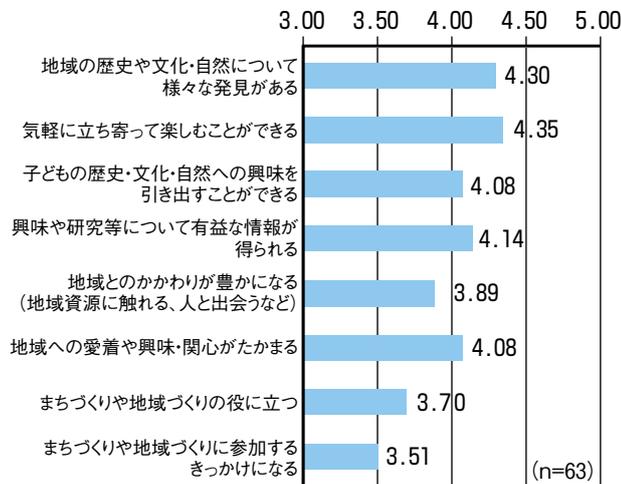


図3 利用者へ提供できているサービスの程度

⑤ 博物館活動の重点項目

さらに、各博物館活動に関してどの事業により重点を置いているかを確認しました(図4)。常設展⁵、企画展⁶・特別展⁷、講演会・講座、体験学習会、見学会⁸、収蔵資料・文献の利用者への提供、調査・研究、その他の8項目について5段階(「とても力を入れている」は「5」、「力を入れている」は「4」、「どちらともいえない」は「3」、「あまり力を入れている」は「2」、「まったく力を入れている」は「1」で計算)で尋ねました。数値は全63館の平均値で示しています。ただし、「その他」についてはそう回答した博物館数(10館)で除していま

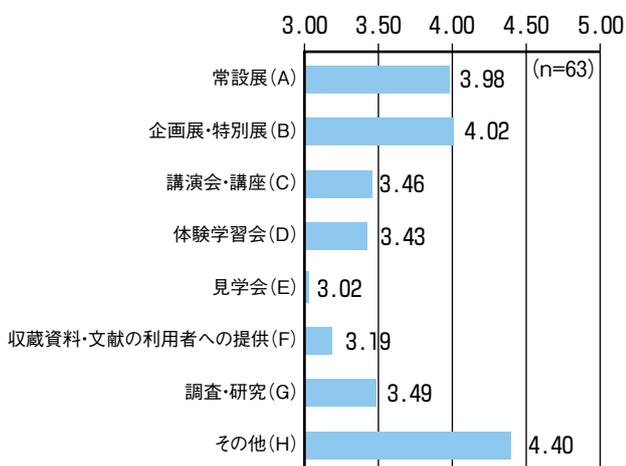


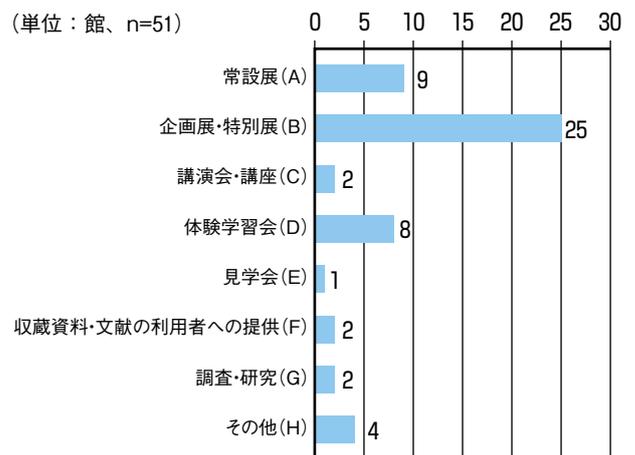
図4 博物館活動の重点項目

す。④同様、数値が大きければ重点度が高いことを示します。

結果、「その他」を除けば、「企画展・特別展」が最も値が高く、次いで「常設展」が高い値を示しました。このことから、展示関係の事業分野に特に力を入れている博物館が多いことが分かりました。また、図3と同様こちらもすべての項目において3以上となっており、すべての事業に力を入れている傾向にあるということが分かりました。

さらに、最も力を入れている事業(第一位のみ)を尋ねた結果が図5です。「企画展・特別展」と回答している博物館が全体の約半数(25館)を占めています。次いで常設展(9館)が続きます。このことから、展示事業を中心に最注力事業の展開を図っていることが分かりました。

(単位: 館、n=51)



※A,Bにまたがる事業と回答した博物館はそれぞれを1として計算した。

図5 博物館の最注力事業

(2) 多摩・島しょ地域博物館のニーズ把握

これまで、博物館運営の実態を5つの視点で見してきました。ここからは、博物館が行うべき利用者のニーズ調査に着目して見ていきたいと思います。

最初に、来館者からの利用ニーズの把握を博物館がどの分野で実施しているか確認します。次に、ニーズの把握方法とその理由について見ていきます。

① 来館者からの利用ニーズの把握

これまで見てきたものはすべて博物館側の考え・見方によるものです。しかし、博物館の運営は利用者がいて初めて成立します。このこ

とから、望ましい博物館活動の展開を図るためには、利用者の意見を聞くことが重要となってきます。そこで、来館した利用者のニーズの把握を博物館のどの分野において行っているか尋ねた結果が図6です。

「常設展に関して把握を行っている」、「企画展・特別展に関して把握を行っている」、「教育普及活動（講演会・講座・体験学習会等）に関して把握を行っている」、「収蔵資料・文献の利用者への提供に関して把握を行っている」、「その他に関して把握を行っている」、「把握は行っていない」の各項目について複数回答で尋ねました。すると、最も多かったものが博物館の半数以上が選択している「常設展に関して把握」しているというものであり（33館）、次いで同じく半数以上の博物館が「企画展・特別展に関して把握」していると回答しています（32館）。これにより、展示事業に関して、利用者ニーズの把握を行っていることが分かりました。前述のように最も力を入れている事業であるからこそ、利用者のニーズを把握して可能な限り事業へ反映させていこうという姿勢が表れていると理解できます。

また、3番目に多い回答として「教育普及活動（講演会・講座・体験学習会等）に関して把握」しているが挙がっています。このように、いわゆるイベント系の事業に関してニーズ把握が必要であると考えているようです。

なお、「把握は行っていない」と回答した博物館も16館ありました。

では、どのようにして利用者ニーズを把握し

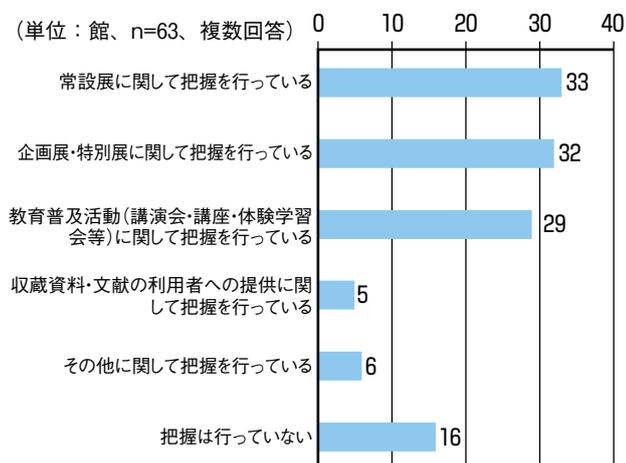


図6 来館者からの利用者ニーズの把握

ているのでしょうか。その結果を示したものが図7です。多摩・島しょ地域自治体では、調査票を設置して無人でニーズ把握を実施している博物館が大勢でした（30館）。調査票と人員を配置して（有人）いる博物館と調査票を用いないで実施している博物館がともに10館でした。来館者ニーズの把握はしたいがあまり費用もかけられないということで、無人で調査票だけ配置して実施している博物館が多いと考えられます。

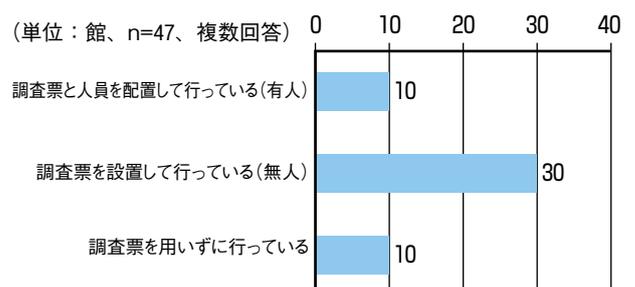


図7 来館者ニーズの把握方法

次に、来館者ニーズの把握を行っていない16館にその理由を複数回答で尋ねました（図8）。すると、「把握するための手段を確保できないから」が最も多くありました（10館）。このことから、予算の獲得や人の配置等のニーズを把握するための手段を確保できたならば、ニーズ把握が実現されうると考えられます。

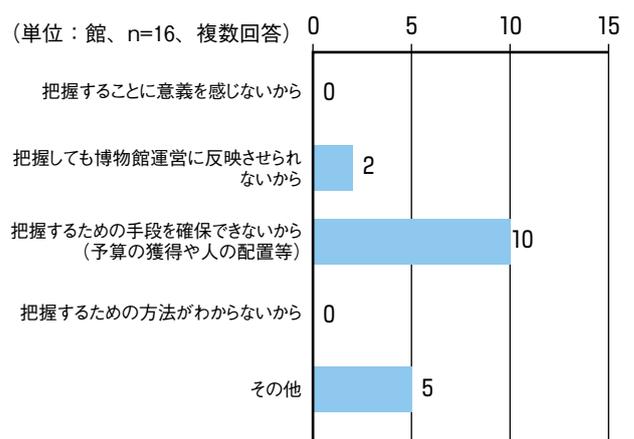


図8 来館者ニーズの把握を行っていない理由

さて、ここで、把握した利用者ニーズについて、博物館運営へ反映させているか否かを確認する必要があります。把握したらそれを運営へフィードバックしてこそ事業が改善されていくからです。

図9は、把握した利用者ニーズを博物館運営に反映させているか否かを尋ねた結果です。このように、ほとんどの博物館が「部分的に反映させている」と回答しています（39館）。博物館運営へ反映させることは必要と考えているが、すべてを反映させるのではなく、反映させることができる内容に絞って反映させているようです。

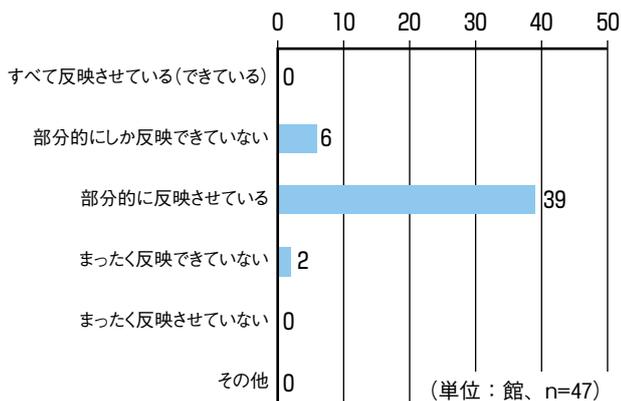


図9 把握した利用者ニーズの博物館運営への反映状況

(3) 多摩・島しょ地域博物館のボランティア

ここからは、利用者よりも博物館運営側に近い博物館のボランティアについて、その導入の有無、ボランティアからの博物館運営に関する意見の把握状況及び運営への反映状況について見ていきます。

① ボランティアの導入

まずは、ボランティア制度について考えてみます。本稿では、ボランティアとは、有償・無償に関わらず、市民等の奉仕活動であると博物館側が認識しているものを指すこととします。ゆえに、実際にその内容で活動している人々の具体的な名称は問題とはしません。

日本の博物館界において、ボランティア制度の導入が話題になりだしてから、早や10年以上が経ちました。その間、国や公益財団法人日本博物館協会⁹をはじめとする博物館関係団体が主催する多くのシンポジウムなどで、種々の博物館からの事例報告を通して、博物館へのボランティアの導入が全国的に広がりました。

そこで、多摩・島しょ地域の博物館におけるボランティア導入の現状について見てみます(図10)。

ボランティアの登録制度を有し、ボランティアが自主的に活動している博物館は16館で、全体の約4分の1でした。ボランティアの趣旨を考えるならば、自立して活動が行えるこのタイプのボランティア活動が最も望ましいと考えられます。次に、ボランティアの登録制度は有しているが、ボランティアの自主的な活動はあまり行われていないという博物館は10館でした。これは、博物館の指示した事項を中心に活動しているということを意味しています。また、ボランティアの登録制度は有していないが、博物館が必要な時にその都度募集しているという博物館が4館ありました。これは、制度に縛られずその時々で柔軟な対応が行えるというメリットがあると考えられます。そして、ボランティアを導入していない博物館も約4割(26館)ありました。

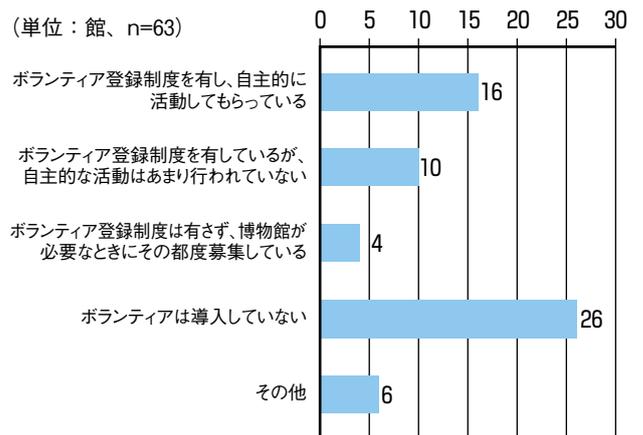


図10 ボランティアの導入

② ボランティアからの博物館運営に関する意見の把握・博物館運営への反映

①で、ボランティアの導入を行っているとは回答した博物館に、ボランティアから博物館運営に関する意見を集めたり、その意見を博物館運営に反映させたりしているかを尋ねました。図11(次ページ参照)のように、ボランティアから「意見の把握を行い、博物館運営へ反映させている(できている)」博物館が6割以上(19館)と最も多い結果となりました。このことから、ボランティアを導入している博物館において、その多くはボランティアからの情報を得ながらそれを博物館運営に活かしているのだと分かりました。

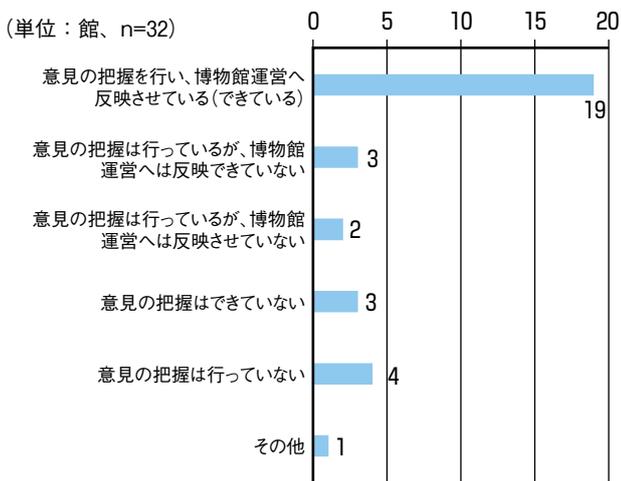


図11 ボランティアからの博物館運営に関する意見の把握・博物館運営への反映¹⁰

(4) 博物館に求められる役割

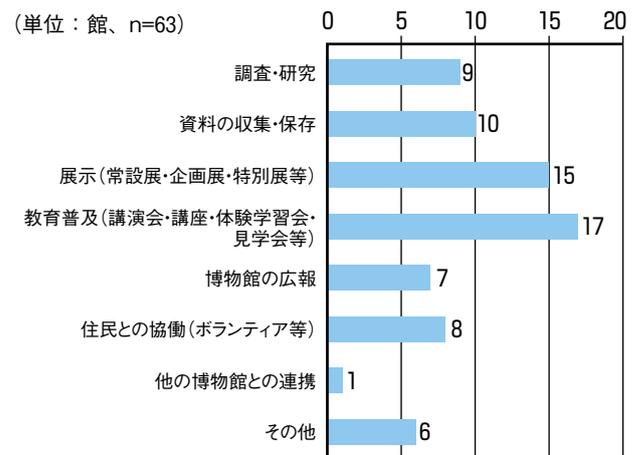
これまで、多摩・島しょ地域の博物館の運営の実態、博物館の利用者ニーズの把握、ボランティアについて見てきました。本章の最後に博物館に求められる最も大切な役割とは何かについて考えてみたいと思います。

今後、自身の博物館に求められる最も大切な役割について尋ねたところ、図12のような結果を得ました。

最も多い回答が講演会や講座、体験学習会、見学会などの「教育普及」で17館が回答しています。次いで、常設展や企画展・特別展などの「展示」を15館が回答しています。そして、「資料の収集・保存」(10館)と続きます。このように、対利用者へのサービスに重きが置かれていて、そのサービスを提供するための根幹となる資料収集・保存や調査・研究などがそのあとに続きます。しかし、ボランティアなどを含む「住民との協働」については、5番目(8館)に位置している状況です。住民との協働はまだまだ上位に位置するには至っていないことが分かりました。これは、住民との協働よりも、個別具体の博物館活動そのものが求められている役割だと考えている博物館が多いことを示しています。また、「その他」(6館)の中には、すべてが関連しているので分けて考えるのは難しいといった趣旨の意見もいくつかありました。

いずれにしても、利用者へのサービスであったり、資料の収集・保存やその調査・研究であったりといった、以前から言われている博物館の

根幹にかかわる分野が最も大切な分野であると現在も考えられているようです。



※複数回答した博物館があるため合計が63にならない。

図12 博物館に求められる最も大切な役割

3. 多摩・島しょ地域博物館の利用者の現状

前章では多摩・島しょ地域自治体が設置した博物館に対して自治体としての意見を聞きました。本章では、博物館の利用者の意見を集約します。

多摩・島しょ地域の自治体が設置した博物館の中から1館を選定し、その博物館を実際に利用している来館者に対してアンケート調査¹¹を実施しました(以降、「利用者アンケート」という)。また、その博物館を設置した自治体の住民に対して当該博物館に関するアンケート調査¹²を実施しました(以降、「住民アンケート」という)。

博物館の抽出にあたっては、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課が発行している「平成24年度 区市町村生涯学習・社会教育行政データブック」を参考としました。そして、同データブックに記載されている、博物館関連施設を最も多く設置している自治体(調布市)を選定し、同市が設置・運営している調布市郷土博物館において利用者アンケートを実施しました。併せて、同市において住民アンケートも実施しました。

なお、この抽出法で対象博物館を選定したことにより、アンケートの結果は博物館行政に比較的力量を入れている自治体における結果であるという偏向がかかっている可能性があることを申し添えます。

(1) アンケート調査の概要

① 利用者アンケート調査の概要

本調査は、常設展のみではなく、企画展や講演会なども実施されている期間を選んで行いました。次のような調査対象、調査手法、調査期間で実施した結果、222名から有効回答を得ることができました。

ア 調査対象

- (ア) 調査期間中に調布市郷土博物館の常設展及び企画展を観覧するために訪問された男女個人
- (イ) 以下の講演会・講座に参加された男女個人
 - ・古文書講座（10月10日実施）
 - ・企画展関連講演会（10月27日実施）
 - ・文化財講演会（11月3日実施）

イ 調査手法

- (ア) 調布市郷土博物館に調査票の配布台を設置し、貼り紙によって調査協力を依頼、任意で博物館職員に提出する形で回収を行うとともに、以下の日には、調査員を館に配置し、直接調査協力を依頼・直接回収を行った
 - ・10月5、6、12、13、14、19、26、27日、11月2、3日
- (イ) 講演会・講座終了時に調査票を配布し、その場で調査協力を依頼・直接回収を行った

ウ 調査期間

平成25年10月2日から11月12日

エ 回収状況

有効回答数：222名

② 住民アンケート調査の概要

本調査では、利用者アンケートからは把握が行えない、博物館を利用していない層の意見を把握することを主な目的として、次のような方法で実施しました。結果、177名から有効回答を得ることができました。

ア 調査対象

調布市在住の20歳以上の男女個人

イ 抽出方法及び抽出数

調布市の住民基本台帳から500件を単純無

作為抽出

ウ 調査手法

郵送配布・郵送回収

エ 調査期間

平成25年10月21日から11月5日

オ 回収状況

有効回答数：177名（有効回収率：35.4%、うち、調布市郷土博物館利用経験者は42名）

(2) アンケート調査結果

① 博物館の利用頻度

博物館の利用頻度に関するアンケート結果を図13に示します。

調布市郷土博物館の利用頻度について博物館利用者と住民を比較すると、博物館利用者では「はじめて利用した」が41.0%で最も割合が高く、「これまでに数回利用したことがある」(39.2%)が続いています。博物館を多く利用するユーザーとみなすことができる、年に1回以上利用している割合は19.8%でした。

一方、住民では「これまでに数回利用したことがある」が52.4%で最も割合が高く、次いで「これまでに1回利用したことがある」(45.2%)が続いています。年に1回以上利用している人の割合は2.4%でした。

このことから、調布市郷土博物館を利用する層としては、リピーター（複数回利用している人）が半数以上いることが分かりました。また、住民アンケートについては、利用回数がそれほど多くない層が大半を占めていることが分かったため、博物館を多く利用するユーザーの声はあまり含まれていないことを念頭に置いて、以降は見えていく必要があると考えられます。

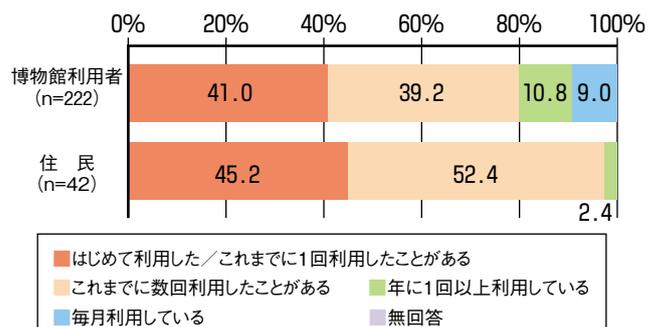


図13 調布市郷土博物館の利用頻度

② 博物館の利用目的

博物館の利用目的に関するアンケート結果を図14に示します。

調布市郷土博物館の利用目的について博物館利用者と住民を比較すると、博物館利用者では「企画展・特別展をみるため」が58.1%で

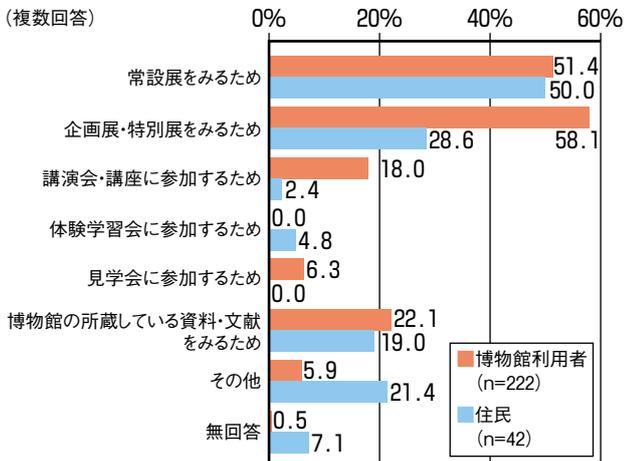


図14 調布市郷土博物館の利用目的

最も割合が高く、次いで「常設展をみるため」(51.4%)、「博物館の所蔵している資料・文献をみるため」(22.1%)と続いています。

一方、住民では「常設展をみるため」が50.0%と最も割合が高く、次いで「企画展・特別展をみるため」(28.6%)、「博物館の所蔵している資料・文献をみるため」(19.0%)と続いています。

このことから、博物館利用者も住民も常設展や企画展・特別展などの展示を見ることが目的で来館するケースが多いことが分かりました。また、博物館の所蔵している資料や文献を見るためという目的での来館者も一定数いることが分かります。

③ 博物館を利用することによる効果の程度

博物館を利用することによる効果の程度に関するアンケート結果を図15に示します。

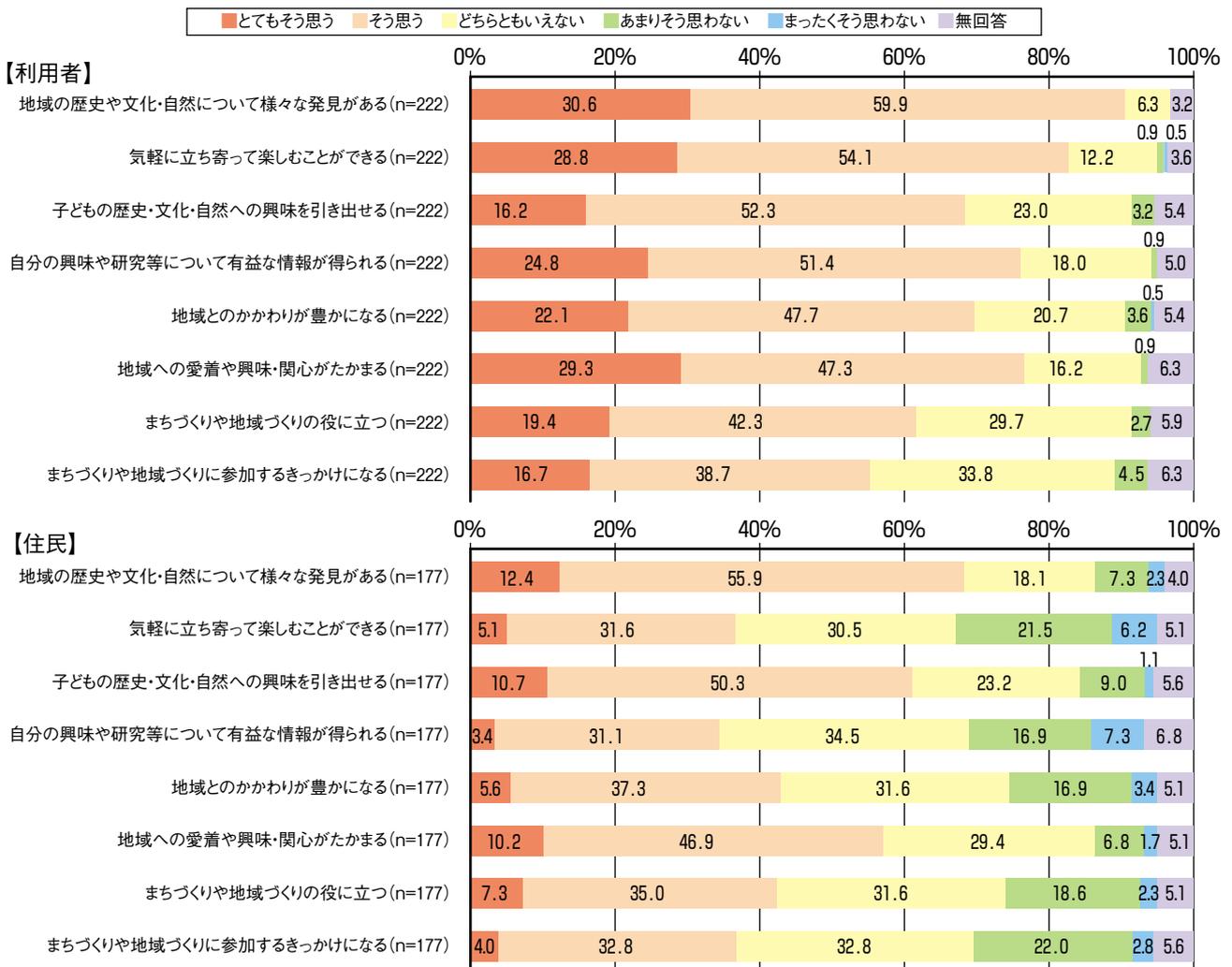


図15 調布市郷土博物館を利用することによる効果の程度

調布市郷土博物館を利用することによる効果の程度について博物館利用者と住民を比較すると、博物館利用者では「とても思う」と「思う」を合わせた割合（いわゆる肯定的意見）が最も高いのは「地域の歴史や文化・自然について様々な発見がある」（90.5%）で、以降「気軽に立ち寄って楽しむことができる」（82.9%）、「地域への愛着や興味・関心がたかまる」（76.6%）、「自分の興味や研究等について有益な情報が得られる」（76.2%）と続いています。

一方、住民では「とても思う」と「思う」を合わせた割合（いわゆる肯定的意見）が最も高いのは、利用者と同様、「地域の歴史や文化・自然について様々な発見がある」（68.3%）で、以降「子どもの歴史・文化・自然への興味を引き出せる」（61.0%）、「地域への愛着や興味・関心がたかまる」（57.1%）と続いています。

このことから、博物館利用者及び住民の双方が最も効果があると考えているのは、「地域の歴史や文化・自然について様々な発見がある」であることが分かりました。

④ 博物館の運営への参画意向

博物館の運営への参画意向に関するアンケート結果を図16に示します。

調布市郷土博物館の運営への参画意向について博物館利用者と住民を比較すると、博物館利用者では「学習会やサークル活動への参加」が23.0%で最も割合が高く、次いで「資料の収集・整理作業への参加」（14.4%）が続いています。

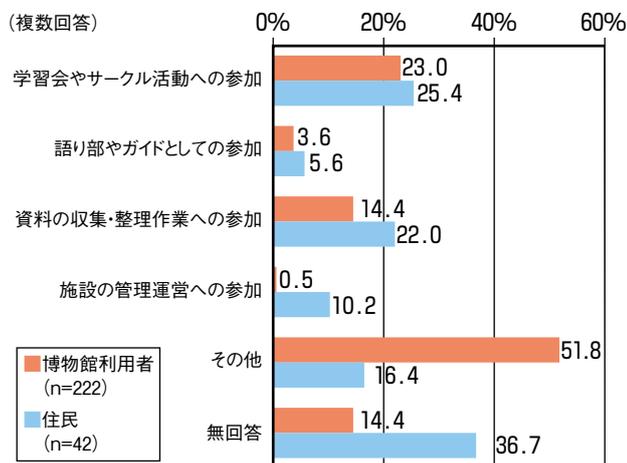


図16 調布市郷土博物館の運営への参画意向

一方、住民においても利用者と同様、「学習会やサークル活動への参加」が25.4%で最も割合が高く、次いで「資料の収集・整理作業への参加」（22.0%）が続いています。

このことから、学習会、サークル活動、資料の収集・整理作業への参加意向が他と比べて高いことが分かりました。

⑤ 博物館を利用したことがない理由

さて、ここで調布市郷土博物館を利用したことがない理由について、住民アンケートで博物館のことは「知っているが利用したことはない」と回答した人に尋ねた結果を図17に示します。

調布市郷土博物館を利用したことがない理由は、「興味はあるがきっかけがない」が53.6%で最も割合が高く、次いで「博物館がある場所を知らない」（23.2%）、「展示しているものに興味がわからない」（16.1%）と続いています。

また、性別や年代別、居住年数別に確認しても、特に大きな違いは見られませんでした。

このことから、これまでに利用経験のない新たな来館者を獲得することを望むのであれば、来館するきっかけを与えることによって5割強の人が来館する可能性があることとなります。これについては各人の興味を引くポイントが多様で異なることが推測されるため、なかなか一筋縄ではいかない可能性もありますが、現在取り組んでいない事業に着手することで博物館へ足を運ぶきっかけを提供できると考えます。さらに、2割強の人が博物館の所在する場所を認識することで新たに来館する可能性のあることが分かりました。

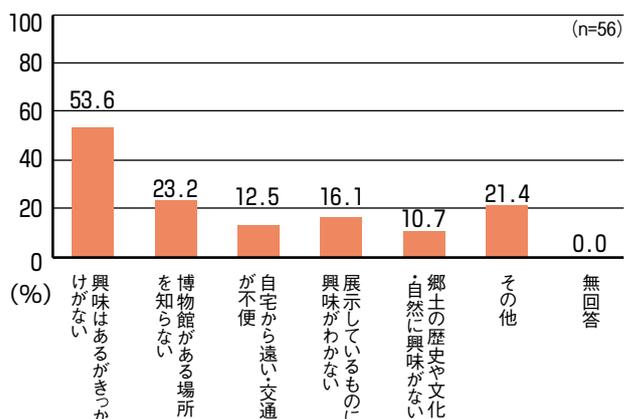


図17 調布市郷土博物館を利用したことがない理由

4. 多摩・島しょ地域の博物館における ニーズギャップの分析

多摩・島しょ地域の博物館の現状及び利用者の現状を2章と3章で見てきました。本章では、両者を比較することでギャップを確認してみます。

① 博物館を利用することによる効果

図18¹³は博物館を利用することによる効果について博物館¹⁴、博物館の利用者、住民に尋ねた結果を表したものです。各項目について「とてもそう思う」なら「5」、「そう思う」なら「4」、「どちらともいえない」なら「3」、「あまりそう思わない」なら「2」、「まったくそう思わない」なら「1」の5段階で数値化し、全サンプル数で除した値を表記しています。数値が大きいほど「そう思う」程度が高いこととなります。

博物館と利用者进行比较すると概ね同様の傾向があることが分かりますが、「まちづくり」関係の項目（「まちづくりや地域づくりの役に立つ」、「まちづくりや地域づくりに参加するきっかけになる」）においては、博物館が考えているよりも利用者が感じる方が高くなっています。博物館側はそれほど強くまちづくりを意識していなくても、利用者にはそれなりに意識さ

れていることが分かりました¹⁵。このことから、博物館側がまちづくりを意識することにより、より利用者にとってその効果が高くなることが期待されます。

次に博物館と住民とのギャップについて確認してみます。住民は総じて博物館より低い評価をしています。中でも大きく差が開いている「気軽に立ち寄って楽しむことができる」と「興味や研究等について、有益な情報が得られる」に着目します。前者は、博物館側は高く意識していますが、住民はそのように認識しておらず、本調査で提示した8項目の中でも最も低い効果と判断しています。これは、博物館としては敷居を低くしているつもりでも実際にそうは感じさせない何かが存在しているということだと考えられます。それが何なのかを突き止め、改善することにより、これまで以上に裾野が広がった博物館にすることができると考えます。そして後者については、博物館側は3番目に高く意識していますが、住民は2番目に低い効果と判断しています。これは前述の調査の結果からも住民はおよそ4人に1人の割合でしか博物館を利用していないことから、「興味や研究」の対象が博物館の取り扱う内容と異なることによると考えられます。しかし、逆に考えればここを博物館側が改善することにより、これまで来館するには至らなかった人に足を運んでもらえる可能性があることを示しています。

② 博物館の事業内容別の注力度合・興味・利用意向

図19¹⁶（次ページ参照）は博物館の事業別内容での注力度合・興味・利用意向を示したものです。博物館には各事業への注力度合を、住民には各事業への興味及び利用意向を聞きました。①同様、5段階で表しているのので、博物館、住民ともに数値が大きいほど注力度合が高く、興味と利用意向の度合が高いこととなります。

全般的に博物館側は数値が高く、住民の興味や利用意向は博物館よりも低い傾向を示しています。しかし、見学会については逆転現象が起きており、博物館側は提示した7項目中最も力を入れていないものになっている中、住民の興

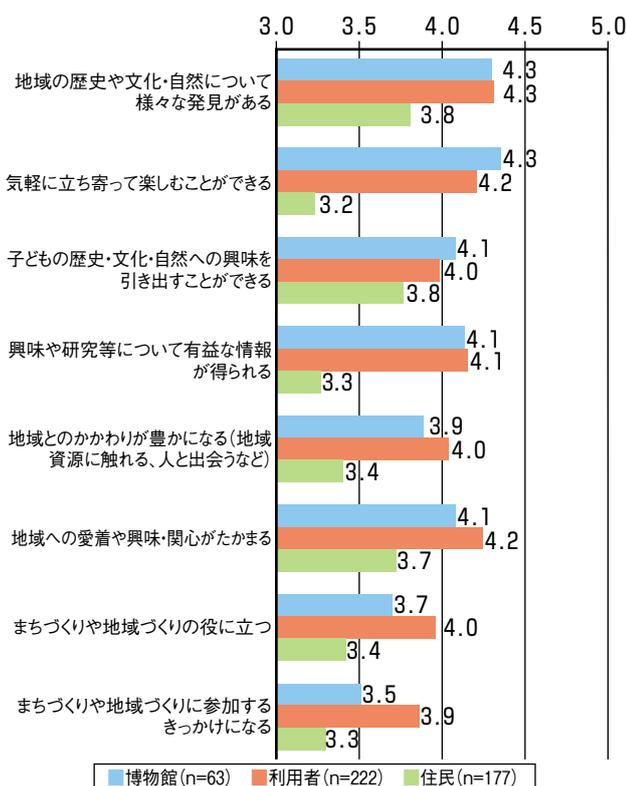


図18 博物館を利用することによる効果

味や利用意向が高くなっています。

このことから、博物館は見学会へこれまで以上に力を入れることにより新たな博物館利用者の獲得につながると考えられます。

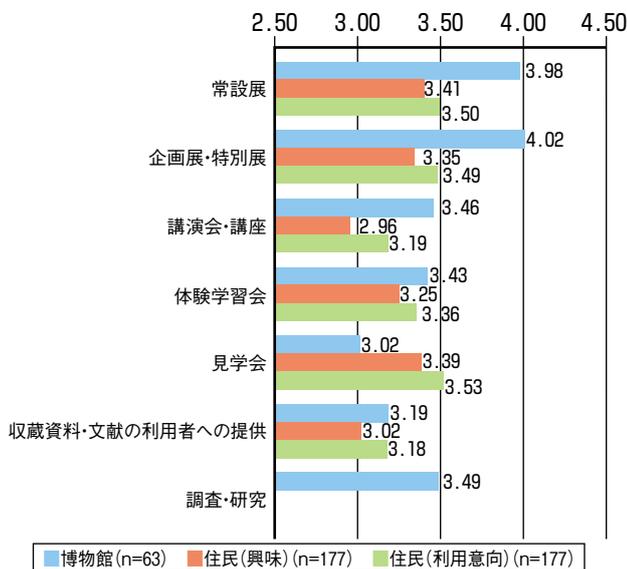


図19 博物館の事業内容別の注力度合・興味・利用意向

5. 地域性の比較

これまで多摩・島しょ地域内について検討してきました。ここで、東京都内でも地域によってどのように状況が異なるかを確認するために、東京都特別区地域の博物館の状況と比較し、多摩・島しょ地域における博物館を振り返りたいと思います。

比較項目は、結果として両者の状況に比較的差异が表れた、来館者からの利用者ニーズの把握(図20)についてです。この結果は、東京都特別区地域全23区を対象に行ったアンケート調査¹⁷(以降、「23区アンケート」という。)を基

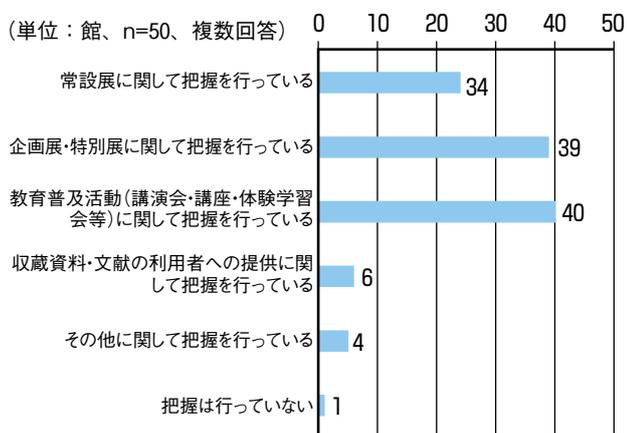


図20 東京都特別区地域の博物館における来館者からの利用者ニーズの把握

にしています。

多摩・島しょ地域と異なるのは、常設展、企画展・特別展、教育普及活動の3項目について把握している率が大きいことです。特に教育普及活動は23区アンケートでは博物館の8割が把握しているのに対し、多摩・島しょ地域自治体アンケート調査では博物館の5割弱しか把握していません(図6参照)。このことは、その後の博物館運営のフィードバックにもつながることで、博物館とその利用者について考える場合、重要な事項の一つになりえます。

6. 本調査のまとめ

本調査は多摩・島しょ地域の博物館とその利用者についての現状を確認し、今後さらに良い関係性を築いていくにはどこに視点を向けたらよいかを知るために、博物館と利用者との意識のギャップについて検証し、今後博物館が取り組んでいくべきことを探りました。

今後、今回の検討結果を参考に各博物館において点検・検証することによって、自館にあった博物館と利用者との関係性が見いだせるので

【事例紹介】新島村博物館

東京都島しょ町村において、唯一「係」として職員を配置している博物館で、活動も多方面にわたります。村のこれまでの歩みが解説を含めて分かりやすく展開されているなど、よく作り込まれた常設展があります。日頃の調査・研究の成果などを期間を区切って展示する企画展・特別展、島の古老に講師を依頼する体験型の事業なども豊富に展開しています。村民のみを対象とせず、島外からの来館者もターゲットにしています。



博物館センター展示「棒受網漁、六挺張りてんま船」

はないでしょうか。その際の参考になるように、10年ほど前から話題になっている回想法¹⁸の原点ともいえる“実物”資料の持つ魅力を存分に活用した博物館の事例を紹介して、まとめに代えます。

【博物館明治村】

今から約50年前に開館した博物館明治村（愛知県犬山市）は、明治時代に造られた建造物を移築復原した野外博物館です。現在、60棟を超える建造物を有し、その建造物の中には10の重要文化財が含まれています。貴重な建造物を活用しながら保存している博物館です。それぞれの建造物の移築に際しては、学術的に確認をしながら当時の部材もしくは当時と同じ材料を使用して復原しています。これが、来館者にとっては“実物”の迫力につながっているのです。

また、ボランティアによる館内のエリアガイドや建物ガイドといった、解説ツアーも毎日実施しています。

年間40万人を超える来館者があり、建造物の展示だけではなく、各種イベントを実施することでリピーターの確保にも努めています。

館内を散策する来館者やボランティアガイドを受ける来館者など、各人が笑顔になったり興味を持って話を聞いたりしている姿が大変印象的でした。

ちなみに、明治時代に愛知県豊橋市出身の村井弦斎によって書かれた小説「食道楽」に出て



明治時代の独房体験ができる

くるレシピを、現代風にアレンジした“明治のグルメ”も味わうことができます。また、かつて現在の東京都内にあった建物もいくつか移築復原されていますので、より身近に感じることができるかもしれません。

7. おわりに

本調査で見てきたように、多摩・島しょ地域には多くの博物館が存在しています。これらは、それぞれ目的を持って設置されており、その目的も各博物館により異なります。これまで、博

物館に関する、各種アンケート調査の集計結果をもとに本論を進めてきました。これはある意味で一定のエリア内におけるスタンダードを確認し、そこへどれだけ近づけられるかという印象を与えるかもしれません。博物館という同じ土俵にあったとしてもそれぞれの自治体内での役割分担や目的等が異なるはずですが、そういう機関である博物館に対して標準化させるということが必ずしも良い選択とは考えられません。これは、行き着くところが地域に根差した博物館であると仮定するならば、その地域ごとで到達点が異なると考えられるからです。

しかし、いずれにしても博物館は、来館し利用してもらってこそ価値があり、利用者のニーズに合わせて改善をすることでその満足度の向上に寄与することができるのです。ひいては、住民による地域資源の再発見や、歴史・文化等を踏まえたまちづくりにもつながると期待されます。

本稿は多摩・島しょ地域の博物館の現状を示していますが、各博物館においてはあくまで参考という形で、必要なところを活用していただけたらと思います。

今回の調査が、今後の博物館運営・施策を検討する際の参考になれば幸いです。

なお、本調査で実施した自治体アンケート調査において、「展示事業」と「教育普及事業」を別の分野の事業として分けていますが、教育普及事業の中に展示事業が含まれることから、結果を読むに当たってはその重複について考慮する必要があることを記して本稿を閉じます。

※近日中に、多摩・島しょ地域の自治体が設置した博物館を紹介した冊子「多摩・島しょ地域自治体の博物館ガイド（仮称）」を発行する予定です。多摩・島しょ地域自治体へ送付いたしますので、地域資源の再発見への契機にしていいただければ幸いです。

引用文献

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課（2013）：『平成24年度 区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』，東京都教育庁地

域教育支援部生涯学習課,p.83.

文部科学省・文化庁(2013):虎ノ門だより
平成25年度文部科学省・文化庁における博物館振興施策の概要について,財団法人日本博物館協会,「博物館研究」Vol.48 No.4,p.6.

市橋芳則(2013):昭和日常博物館の試み—地域
回想法(博福連携)による新たな役割—,財団法人日本青年館,「社会教育」No.810,pp.58-60.

謝辞

本調査を行うに当たって、次に挙げる多くの
機関・方々にご協力をいただきました。

【協力機関・協力者一覧】(順不同・敬称略)

- ・東京都多摩・島しょ地域市町村各企画担当課
及び各博物館担当課
- ・多摩六都科学館組合
- ・東京都特別区各企画担当課及び各博物館担当課
- ・調布市郷土博物館
- ・調布市市民部市民課
- ・新島村博物館
- ・新島村産業観光課
- ・新島現代ガラスアートミュージアム
- ・長野県信濃美術館 東山魁夷館
- ・博物館明治村

特に調布市郷土博物館には、博物館利用者ア
ンケート調査及び住民アンケート調査への全面的
なご協力をいただきました。ここに記して感謝
の意に代えさせていただきます。ありがとうござ
いしました。

また、明治大学文学部准教授の吉田優先生に
は、本調査へのご示唆をいただき、本報告の監
修をお引き受けいただきました。ありがとうござ
いしました。

注

- 1 本調査における博物館の定義は次のとおりです。博物館法が定める登録博物館及び博物館相当施設、博物館法の適用外である博物館類似施設を区別せずに全てを「博物館」として取り扱います。規模の大小も問いません。また、自治体の設置であれば、博物館の名称・規模・運営方法(直営・指定管理等)は問いません。博物館、歴史民俗資料館、郷土資料館(室)、美術館、科学館、動物園、植物園、水族館等、博物館の全ての種別を対象とします。
- 2 自治体の職員も利用しますが、本稿では一般の利用者のことを指すこととします。
- 3 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、これからの博物館の役割を平成25年11月1日現在において、(1)市町村が設置した博

- 物館の有無及び博物館の名称並びに所管部署名、(2)博物館の概要、(3)博物館運営に携わる職員数及び学芸員有資格者数、(4)博物館利用者へ提供できているサービスの程度、(5)事業への注力度合及び最注力事業、(6)来館者からの利用ニーズの把握状況及びその方法並びにその運営への反映状況、(7)ボランティア制度の導入状況及び博物館運営に関する意見の把握並びにその博物館運営への反映状況、(8)今後博物館に求められる最も大切な役割、(9)市町村が博物館を設置していない理由、(10)今後の博物館の設置意向、の10項目について、平成25年11月19日から同年12月12日にかけて、電子メール及び郵送によりアンケート調査を実施しました。また、北多摩北部の5市が共同で科学館管理運営のために設置した一部事務組合である多摩六都科学館組合に対しても同日現在において、(1)博物館の名称及び所管部署名、多摩・島しょ地域39市町村を対象にしたアンケート項目の(2)から(8)までと同内容、の8項目について、平成25年11月19日から同年12月12日にかけて、電子メール及び郵送によりアンケート調査を実施しました。
- 4 当該博物館の業務以外の業務を兼ねている職員のことを指します。
- 5 一般に博物館で常時行われている展示のことを指します。
- 6 期間を区切って、あるテーマに沿って行う展示のことで、一般に特別展よりも小さい規模で行う展示のことを指します。
- 7 期間を区切って、あるテーマに沿って行う展示ですが、他の博物館などから展示資料を借用するなど、一般に企画展よりも大規模に行う展示のことを指します。
- 8 史跡見学や他の博物館見学など、自館以外のところを見学に行く催しのことを指します。
- 9 平成25年4月1日より公益財団法人に。それまでは財団法人日本博物館協会でした。
- 10 図10の「その他」と回答した博物館の一部も回答しているため、本来は図10の最初の項目から3番目の項目までの回答数の和である30がnであるはずですが、それを超えています。
- 11 調布市郷土博物館の来館者及び同館主催の講演会参加者を対象に、博物館の利用に関して来館日現在において、(1)調布市郷土博物館の利用頻度、(2)同館への同行者、(3)同館の利用目的、(4)同館との係わり方、(5)同館を利用することによる効果、(6)同館への要望提出の有無とその反映状況、(7)同館の満足度、(8)同館の今後の利用意向、(9)同館との今後の係わり方、(10)同館への要望や意見、回答者属性(性別、年代、居住地域)、の10項目について、平成25年10月2日から同年11月12日にかけて、留め置き法及び日にちを限り調査員を現地に配置して直接調査依頼・回収を行う形でアンケート調査を実施しました(株式会社インテージリサーチに委託)。
- 12 調布市内の20歳以上の市民を対象に、博物館の利用に関して回答日現在において、(1)調布市郷土博物館の利用経験及び利用頻度並びに利用目的、(2)同館の利用をしたことがない理由、(3)同館の事業内容への興味及び今後の利用意向、(4)同館を利用することでの効果、(5)同館への係わり方に対する興味、回答者属性(性別、年代、居住年数、文化施設の利用経験)の5項目について、平成25年10月21日から同年11月5日にかけて、郵送法によりアンケート調査票を送付し、郵送により回収する形でアンケート調査を実施しました(株式会社インテージリサーチに委託)。
- 13 使用している元データは、図3、図15と同じデータを使用しています。図3のデータについては比較のための再掲です。
- 14 博物館へは各項目に対するサービスの提供度合いで尋ねています。
- 15 例えば、博物館の展示などを通して歴史を学んだことによって、まちづくりに関係した公募型の委員として関わった場合に参考になるなどが考えられます。
- 16 使用している元データは、図4と同じデータを使用しており、比較のための再掲です。なお、調査・研究については博物館にだけ尋ねています。
- 17 東京都特別区地域23区を対象に、これからの博物館の役割を平成25年11月1日現在において、多摩六都科学館組合に実施した項目とすべて同様の8項目について、平成25年11月20日から同年12月12日にかけて、郵送によりアンケート調査を実施しました。各区の企画担当課へ依頼したところ、20区から回答を得ることができ、合計50館分回収できました。
- 18 市橋芳則(2013)によると、「懐かしい思い出、記憶を語り合うことで、脳を活性化し、心身を元気にする心理・社会的アプローチ」のことをいいます。

かゆいところに手が届く!

いまさら聞けない行政用語

市区町村における【過料】について

調査部研究員 熊部 真

1. はじめに

皆さんは、「路上で喫煙した人に対して、自治体が罰金を科した。」「交通違反した人は、警察署から罰金を取られる。」と聞いたことがあるかもしれません。

いわゆる「罰金」には、「悪いことをしたら取られる」など、どちらかと言うとマイナスイメージがあります。

しかし近年、地方自治体（特に市区町村）がこの制度を活用して、空き家や路上喫煙等、行政上の課題に対処する機会が増えています。

そこで今回は、いわゆる「罰金」について、その類型や、そのうち行政用語で「過料」と呼ばれるものに着目した市区町村による活用の事例等を解説します。

2. 「罰金」の類型について

いわゆる「罰金」は、何らかの違反をした者に対して公的機関が科す金銭的なペナルティであり、図表1のとおり、それぞれ異なる根拠に基づいて徴収されています。

図表1 「罰金」の類型

区分	適用事例 [目的]	金額	根拠法令
過料 ¹ …行政罰 ²	・自治体が定めた禁止区域内で喫煙 [環境対策] ・老朽化等して危険な空き家を放置 [空き家対策]	(自治体の場合) 5万円以下	地方自治法、条例等
科料 …刑罰	正当な理由なく刃物等の器具を隠して携帯 [秩序違反防止]	1,000円以上 1万円未満	道路交通法、刑法
罰金 ³ …刑罰	車を運転中、制限速度を30km/h以上超過 (一般道路) [交通違反防止]	1万円以上	
反則金 …行政罰	車を運転中、制限速度を30km/h未満超過 (一般道路) [交通違反防止]	(道路交通法の場合) 施行令別表による	道路交通法

以上の整理を踏まえ、これから、市区町村の行政に関係の深い「過料」について詳しく説明していきます。

3. 「過料」の類型、位置づけ等について

図表2は「過料」をその類型毎に整理したものです。

一口に「過料」と言っても図表2のように様々なものがありますが、中でも「行政上の義務違反にかかる過料（以下、【過料】と言う。）」に注目し、まとめました。

図表2 過料の類型

過料
①秩序罰としての過料 ・民事法上の義務違反 [民法、商法] ・訴訟法上の義務違反 [民事訴訟法、刑事訴訟法] ・行政上の義務違反 [地方自治法、条例] 【過料】 (適用例：路上喫煙禁止条例に違反)
②懲戒罰としての過料 [裁判官分限法、公証人法] (適用例：裁判員制度で裁判員の出頭義務に違反)
③執行罰としての過料 [砂防法] (適用例：砂防法第36条に違反)

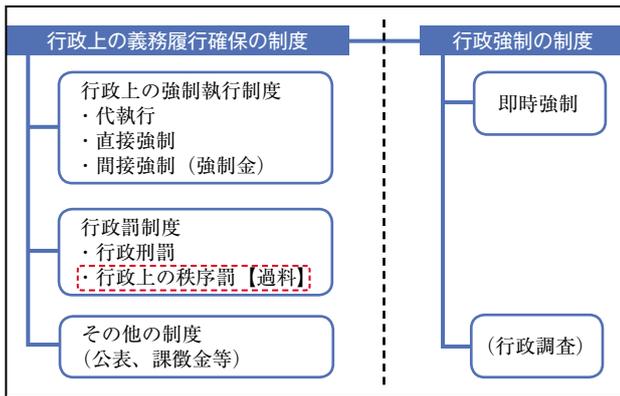
図表3は「過料」について「行政上の義務の実効性確保に関する現行制度の体系」の視点から整理して【過料】の位置づけをまとめたものです。

【過料】は行政上の義務違反に科される行政罰の一種です。同じく行政罰である「行政刑罰」には刑法が適用されるのに対し、行政上の秩序罰である【過料】には刑法の適用がありません。このことから行政にとって【過料】は、警察当局による対応が不要であったり、行政処分として主体的に科すことができたりと、様々な利点があります。

【過料】には違反者に対して、行政上の秩序を維持するために金銭的な制裁として科す、金銭罰の性質があり、また国の法律に基づくものと、地方自治体の条例・規則に基づくものがあります。

このように【過料】は「刑罰」ではないものの、行政の義務履行確保のための強制力を持つ制度と言えます。

図表3 行政上の義務の実効性確保に関する現行制度の体系⁴



4. 市区町村における【過料】活用の事例について

平成11年の地方分権一括法における改革の一環で、地方自治体が自ら制定する条例に基づき、【過料】を科すことが可能となりました。

地方自治体は、条例違反者に対して【過料】を科すことで、行政上の課題に対して主体的かつ強制力を伴って対処し、住民の生活環境の向上に役立っています。

【過料】活用の事例として、路上喫煙及び空き家の問題に対する、市区町村の取り組みを紹介します。

■事例① 千代田区生活環境条例による路上喫煙対策⁵

千代田区は、生活環境条例（平成14年10月1日施行）に基づき、路上喫煙禁止対策を推進しています。

区長が指定した「路上禁煙地区」では、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為が禁止され、違反した者は2万円以下（当面は2千円）の過料が科されます。警察官OBによる選任職員がパトロールを実施し、平成14～23年度累計で約5万5千件、約1億1千万円の過料を徴収しました。

■事例② 横須賀市空き家等の適正管理条例による空き家対策

神奈川県横須賀市では、空き家等の適正管理条例（平成24年10月1日施行）に基づき、空き家等（市内に所在する建物及びこれに附属する工作物で、常時無人の状態または常時使用されていない状態にあるもの等）の所有者等に対して住居の適正管理を促しています。規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は、5万円以下の過料に処するとしています。

5. 【過料】の効果や活用の注意点等について

「行政上の秩序罰」としての【過料】は、行政上の過去の義務違反に対する制裁であり、原則として1回科すことができます。上記の事例①の路上喫煙対策の場合、千代田区が【過料】を科すことが、喫煙者に対して「路上禁煙地区」

での喫煙を止めさせる誘因となります。

なお千代田区は、この【過料】を「あくまで人々のマナー・モラルの向上を呼び起こす『手段』であり、それにより、安全で快適なまちを築いていくことが本来の『目的』」⁶としています。

それに対して事例②の空き家対策の場合、横須賀市が1回【過料】を科しても、空き家所有者に対して住居の適正管理を行わせる誘因とならないことが考えられます。これは、所有者にとって【過料】の金額が、建物を修繕や撤去するための費用と比較して低額すぎるため起こる問題です。結果として、所有者は横須賀市に過料を1回払い、その後は空き家を放置してしまう可能性があります。

そこで空き家対策のような【過料】の効果が弱い事例に対して、市区町村による活用が考えられるのが、図表2③の執行罰⁷としての過料です。「執行罰としての過料」は、「過料」による心理的圧力によって将来に向けて義務の履行を図る制度であり、過去の行為に対する制裁ではないため、目的を達するまで複数回、繰り返し科すことができます。ただし、執行罰の適用のためには法律の根拠が必要と解されていますが、現在は適用事例が存在せず、また、砂防法以外の根拠規定が残っていないことから、国による法律の整備が求められるところです。

6. おわりに

これまで述べてきたように、いわゆる「罰金」には様々な区分があります。その中でも【過料】は、市区町村が行政運営を行っていく上で主体的に活用でき、また住民生活に密接に関わることから、重要な制度であると言えるでしょう。この用語の解説が【過料】についての理解を助け、そのことが皆さんの仕事に役立てば幸いです。

1 「かりょう」と読むが、「過料」は「あやまちりょう」、「科料」は「とがりょう」と読むこともある。
 2 行政上の義務違反に対して、一般統治権に基づいて科される制裁
 3 罰金を科す有罪判決が確定すると前科として扱われる。
 4 出典：総務省「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書」から作成
 5 出典：同「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書」から引用
 6 出典：千代田区「千代田区生活環境条例のあらまし」から引用
 7 義務者に自ら義務を履行させるため、あらかじめ義務不履行の場合には過料を課すことを予告するとともに、義務不履行の場合にはその都度過料を徴収することによって、義務の履行を促す間接強制の手法

先進事例紹介 ～今後の施策検討に向けて～

都市型観光の推進について

～兵庫県西宮市～

1. はじめに

西宮市は、大阪市と神戸市のほぼ中間に位置する人口約49万人の都市で、中核市に指定されています。市域は南北に広く、ヨットハーバーから山あいの温泉地まで多様な環境を有しています。阪神甲子園球場が所在することや、清酒の醸造地としても有名ですが、9の大学・短期大学が立地し¹、また、“住みたい街ランキング2013”行政市区別（関西編）²で1位を獲得しています。

西宮市は、昭和38年に行った「文教住宅都市宣言」をまさに体現するような、良好な住宅地と恵まれた教育環境を有する自治体ともいえます。

このような特徴を持つ西宮市ですが、年間約1,200万人の来訪者を産業活動に結びつけ、西宮市の持つ多様かつ多層的な魅力を体感できる「都市型観光」を推進するために、平成23年3月に「西宮市都市型観光推進計画」を策定しました。

2. 西宮市都市型観光推進計画の概要

(1) 基本理念

「西宮市都市型観光推進計画」では、基本理念を「市民力で西宮の魅力創造」と定めています。平成21年度の西宮市の主要な観光地入込数³は、「阪神甲子園球場（野球観戦）」と「西宮神社（参拝）」が全体の約5割を占めています。また、市民は、「自分の住んでいる地域以外の西宮の魅力について、あまり知らない」傾向にあるとのこと。このようなことから、西宮の魅力創造し、再発見し、周遊性を高める「まち歩き」を中心とした、まちなか観光を推進することとしています。

(2) 4つの基本方針と取り組み

①企業・市民等の参画による観光推進力づくり

これまででも市民ボランティアガイドの養成に取り組んでいましたが、さらに多くの事業者も含めたネットワーク作りに取り組んでいます。

②多彩に楽しむ「まちなか観光」の創出

西宮の多彩な魅力を市内外の参加者に体感し、楽しんでいただく観光イベント「西宮まちたび博」を開催しており、平成24年度は39コースの「まちあるきプログラム」と110の「まちなか体験プログラム」を実施しました。

③基本的な観光基盤の構築

国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して、西宮の地産、名産を紹介する西宮いいもの発信情報誌「にしのみやげに」や、西宮まちあるき情報誌「ウブスナ」を発刊し、鉄道事業者などには配布協力をしてもらっています。今後は、観光協会の組織強化と共に、「まちなか観光案内所」を設置することが課題です。

④内外への情報発信の強化

いわゆる“ご当地キャラ”の「みやたん」の活用や、情報誌「るるぶ西宮市」の発行などで、平成24年度には広告換算値で約2億6千万円の効果を生まれました。



▲西宮市観光キャラクター
みやたん

3. 今後の展望

平成25年10月から26年3月までの間、市全域で開催されている「西宮まちたび博2013」は、発売後すぐに売り切れるプログラムがあるほどの人気で、総合的に都市型観光を推進している成果の一面が表れています。今後は、観光協会を中心として、住民や事業者が参画する観光プラットフォームの構築や、すでに確立している既存事業との連携が、都市型観光をさらに発展させるためのキーワードになっています。

1 「平成25年度学校基本調査結果報告書兵庫県の学校」（兵庫県）による。

2 株式会社リクルートホールディングス「SUUMO」による。

3 地域（自治体）に訪れた来訪客のこと。

公益財団法人東京市町村自治調査会 平成26年度事業計画の概要

2月25日開催の理事会で承認された、平成26年度の事業計画の概要を紹介します。

[事業計画]

①市町村の行財政等に関する調査研究

多摩・島しょ地域の広域的・共通的な行政課題などに関する調査研究の実施
(詳細は2ページを参照)

②市町村共同事業の実施及び支援

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、「多摩・島しょ広域連携活動助成」ほか

③市町村の自治に関する普及啓発

「ぐるり39」「自治調査会ニュース・レター」の発行、フォーラム・シンポジウムの開催ほか

④広域的市民活動への支援(多摩交流センター事業)

広域的市民ネットワーク活動支援、多摩交流センター開設20周年事業ほか

編集後記

当調査会が2月に開催した「多摩東京移管120周年記念シンポジウム」は、盛況に実施することができました。また、同時期に発行した「多摩市町村のあゆみ」も大変評判がよく様々な方から入手したい旨の問合せがありました。両企画ともに手前味噌ですが、良い事業が実施できたものと思っています。

両方の企画ともに多摩地域の歴史を取り上げたものですが、これらの反響をみるといかにご自身が住まわれている地域の歴史に関心をお持ちであるのかがわかります。自身が暮らしている地域の歴史を知ることで、その地域がより身近なものとして感じられ、地域への愛着がより一層深まるという効果が得られるでしょうし、そのことを互いに共有することで、地域のコミュニティの活性化にも寄与することになるのではないのでしょうか。

これから桜の季節となり、外へ出ることが気持ち良いと感じる季節となります、座学もいいですが、多摩地域の歴史探索の小旅行などをしてみてはどうでしょうか。新たな発見があるかもしれません。地域をめぐる旅行といえば、平成25年10月開業の「ななつ星in九州」という列車が人気を博しているようで、中々予約が取れないほど人気があるそうです。九州を周遊し、様々な地域を客車に宿泊しながら何日もかけてゆっくり観光して回るというものだそうです。そういえば、多摩モノレールも第二の山手線を目指し、多摩地域を環状につなぐ計画があったかと思います。もし、計画通り整備されれば、「ななつ星」とまではいかないまでも、モノレールを利用して多摩地域の様々な歴史スポットを廻る小旅行が楽しめるのではないかと考えてみました。

本号では、「かゆいところに手が届く」で「これからの博物館の役割に関する調査報告」という記事を掲載しました。各市町村には博物館、資料館等様々な地域の歴史資料の展示館がありますが、市町村の範囲を少し広げ多摩・島しょ地域全体からみた歴史という視点で、各地の博物館等を散策してみたいかがでしょうか。

(Y・K)

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館 4階
TEL : 042-382-0068
URL : <http://www.tama-100.or.jp/>
責任者 石井 恒利